

島本町で“初”の「国登録有形文化財（建造物）」に 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）が登録されました。



島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）

（しまもとちょうりつれきしぶんかしりょうかん（きゅうれいてんかん））

JR 島本駅の駅前に所在する木造平屋建の建物です。

資料館の北東には国史跡「桜井駅跡」が史跡公園として整備されています。

この地は建武3（1336）年くすのきまさしげ あしかがたかうじに楠木正成が足利尊氏を迎撃するため湊川に出陣する、息子の正行まさつらに河内への帰国を告げ、「いつの日か必ず朝敵を滅ぼせ」と諭して別れた場所と伝えられています。大正10年に国史跡に指定されて以降、地元の名士からの寄付によって整備・活用され、本資料館もその一環として、昭和15年（1940）に建設されました。後に「麗天館」と名づけられました。平成16年より「島本町立歴史文化資料館」として町の郷土史を学ぶ拠点として活用されています。

本建物は桁けた11間（約25m）、梁間はりま7間（約15m）と大きく、入母屋造いりもやづくり棧瓦葺さんがわらぶき

の建物に裳階^{もこし}を廻らせて、正面には入母屋屋根の玄関を構えています。第二次世界大戦開戦の直前に建てられたという時代背景を反映してか、全体的に簡素ではありますが、日本の伝統的な社寺建築の要素を用い、規模に相応しい堂々とした意匠にまとめられています。

内部は大空間で折上格天井を張り、現在展示室として使われている中央のホールには回廊が廻っています。片側に設けられた舞台は、当初演壇として使われていました。

町立歴史文化資料館（旧麗天館）は、地域の歴史を象徴する風格のある会堂建築として、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものとして評価され、平成27年8月4日に、正式に文化財登録原簿に登録されました。



<用語解説>

※裳階

仏堂や塔、あるいは城の天守などで、軒下に付いた庇状の構造物のことです。通常、本来の屋根の下にもう一重屋根をかけるかたちで付けます。

※登録有形文化財

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化により、社会的評価を受けるまもなく、消滅の危機に晒されている多種多様かつ、大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。

届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。